

建設機械の保有状況表

審査基準日: 令和 6年12月31日

通番	建設機械の種類	型式、型番 車台番号(ダンプ車)	種別又は規格	所有 又は リース	取得日又はリース期間	特定自主検査実施日 又は有効期間満了日 (※)
1	ショベル系掘削機	ZZ-99EFG	バックホウ	所 リ	H30.8.1 ~ R5.7.31	R6.9.10
2	ブルドーザー	D00XX-00	3.89t	所 リ	H25.9.20 ~	R6.9.10
3	モーターグレーダー	AA350-A	10.0t	所 リ	H25.9.20 ~	R6.9.10
4	移動式クレーン	YY-0000	7.0t	所 リ	H21.3.28 ~	R7.3.27
5	ダンプ車	JJJ-100	ダンプ	所 リ	H25.9.15 ~	R7.9.14
6	ダンプ車	KKK-200	ダンプフルトレーラ	所 リ	H25.9.15 ~	R7.9.14
7	トラクターショベル	WA × × ×	1.2m ³	所 リ	H30.5.23 ~	R6.9.10
8	高所作業車	SS-0000	2m	所 リ	R2.10.5 ~	R6.10.20
9	締固め用機械	DD-1111	タイヤローラー	所 リ	R2.10.6 ~	R6.10.20
10	解体用機械	FF-2222	ブレーカ	所 リ	R2.10.7 ~	R6.10.20
11					~	
12					~	
13					~	
14					~	
15					~	

①初度登録年月が審査基準日以前であること
 ②自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載のあること
 ③審査基準日が有効期間の満了する日以前であること
 ④自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両でないこと

(記入要領)

- 1 「建設機械の種類」欄には、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、移動式クレーン、ダンプ車、高所作業車、締固め用機械又は解体用機械のいずれかを記入すること。
 - 2 「種別又は規格」欄には、建設機械の種類ごとに下記について記入すること。
 - ①「ショベル系掘削機」(ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの) →ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有する旨(例:バックホウ)
 - ②「ブルドーザー」(自重が三トン以上のもの) →自重 (例:3.89t)
 - ③「トラクターショベル」(バケット容量が〇・四立方メートル以上のもの) →バケット容量 (例:1.2m³)
 - ④「モーターグレーダー」(自重が五トン以上のもの) →自重 (例:10.0t)
 - ⑤「移動式クレーン」(つり上げ荷重が三トン以上のもの) →つり上げ荷重 (例:7.0t)
 - ⑥「ダンプ車」(土砂等の運搬が制限されている車両でないこと) →自動車検査証に記載されている車体の形状 (例:ダンプフルトレーラ)
 - ⑦「高所作業車」(作業床の高さが二メートル以上のもの) →作業床の高さ (例:2m)
 - ⑧「締固め用機械」(ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー又はハンドガイドローラー) →(例:タイヤローラー)
 - ⑨「解体用機械」(ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機又は解体用つかみ機) →(例:ブレーカ)
 - 3 自己所有の場合は取得年月日のみを、リースの場合はリース期間(始期と終期)を記入すること。
 - 4 所有台数が15台を超える場合は、枠の追加等を行うこと。
 - 5 「所有又はリース」欄は、該当するほうに○を記入すること。
- ※ 「特定自主検査実施日又は有効期間満了日」欄について、「移動式クレーン」と「ダンプ車」は有効期間の満了日を記入すること。